(経済産業委員会)

特 定 多国 籍 企 業 に ょ る研 究 開 発 事 業 等  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す Ś 特 別 措 置 法 案 (第 百 七 + 七 口 玉 会 閣 法 第

二六号)(衆議院送付) 要旨

本 法 律 案 は、 我 が 玉 を 取 り 巻 < 国 際 経 済 環 境  $\mathcal{O}$ 変 化 等 に 伴 11 我 が 玉 が アジ ア 地 域 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 地 域 に お け る

玉 際 的 な 経 済 活 動  $\mathcal{O}$ 拠 点 لح な ることが 重 要 لح な 0 て 1 ることに鑑 み、 我 が 玉 12 お 11 7 新 た に 研 究 開 発 事 業 及

 $\mathcal{U}$ 統 括 事 業 を 行 お う ع す る 特 定 多 玉 籍 企 業  $\mathcal{O}$ 活 動 を 促 進 す る た 8  $\mathcal{O}$ 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 じ ょ う とす る ŧ  $\mathcal{O}$ 

り、その主な内容は次のとおりで

あ

る。

一、定義

1 特 定 多 玉 籍 企 業」 لح は 法 人  $\mathcal{O}$ 本 店 又 は 主た る事 務 所 が 所 在 す る 玉 又 は 地 域 。 以 下 国 等」という。)

以 外  $\mathcal{O}$ 玉 等 12 子 法 人 等 を設 <u>\f\</u> L て 1 る 法 人 で あ 0 て、 玉 際 的 規 模 で 事 業 活 動 を 行 0 て お り、 カゝ つ、 高 度

な 知 識 又 は 技 術 を 有 す ると認 め 5 れ る ŧ 0) とし て 主 務 省 令 で 定 8 る 法 人 を い う。

2 玉 内 関 係 会社」 لح は 特 定 多 玉 籍 企 業 が 総 株 主 等 0) 議 決 権  $\mathcal{O}$ 過 半 数 を 保 有 L ていることその 他  $\mathcal{O}$ 特

定 多 国 籍 企 業と密接 な関 係 を 有 す る国 内 0) 会 社 とし て主 一務省 令で定 8 る会社 を ١ ر う。

で

あ

3 研 究 開 発 事 業」 لح は、 技 術 革 新  $\mathcal{O}$ 進 展 に 即 応 L た 高 度 な 産 業 技 術  $\mathcal{O}$ 研 究 開 発 を 行 う事 業 0 うち、

新

た な 事 業  $\mathcal{O}$ 創 出 及 び 就 業  $\mathcal{O}$ 機 会  $\mathcal{O}$ 増 大 を ŧ たら すこと が 見 込 ま れ る t  $\mathcal{O}$ と L て 主 務 省 令 で 定  $\Diamond$ る t  $\mathcal{O}$ を

いう。

4 統 括 事 業」 と は、 以 上  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ そ れ ぞ n  $\mathcal{O}$ 総 株 主 等  $\mathcal{O}$ 議 決 権  $\mathcal{O}$ 過 半 数 を 取 得 L 又 は 保 有 す るこ

と に ょ り、 当 該 以 上  $\mathcal{O}$ 法 人 が 行 う 事 業  $\bigcirc$ 方 針 を 策 定 す る ととも に、 当 該 以 上  $\mathcal{O}$ 法 人 に 対 す る 出 資 そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当 該 方 針  $\mathcal{O}$ 実 施 を 確 保 す る 事 業 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当 該 以 上  $\mathcal{O}$ 法 人 が 行 う事 業 を 統 括 す る 事 業  $\mathcal{O}$ う ち、 新

た な 事 業  $\mathcal{O}$ 創 出 及 び 就 業  $\mathcal{O}$ 機 会  $\mathcal{O}$ 増 大 を ŧ, たらすことが 見 込 ま れ る Ł  $\mathcal{O}$ لح L て 主 務 省 令 で 定 8 る Ł  $\mathcal{O}$ を

いう。

二、基本方針

主 務 大 臣 は 特定多 国 ·籍企業 に ょ る 研 究開 発事 業 及び 統 括 事 業 0) 促 進 に 関 す る基本 方針 を定 め、 公表す

る。

三、事業計画の認定

我 が 玉 に お 1 て 新 たに 研究開 発事 業 又は統括事業を行う国内 関 係 会社を設立 しようとする特定多国 籍 企

業 は 研 究 開 発 事 業 計 画 又 は 統 括 事 業 計 画 を作 成 し、 主 務 大 臣 に 提 出 L て、 当 該 計 画 が 適 当で あ る旨  $\mathcal{O}$ 認

定を受けることができる。

## 四、特例措置

1 認 定 研 究 開 発 事 業 計 画 又 は 認 定 統 括 事 業 計 画 12 従 0 て 行 う国 内 関 係 会 社  $\mathcal{O}$ 株 式 等 0) 取 得 に 0 1 て、 外

玉 為 替 及 び 外 玉 貿 易 法 に 規 定 さ れ る 事 前 届 出 後  $\mathcal{O}$ 不 作 為 期 間 を三 + 日 か ら 二 週 間 とす る。

2 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社 は 研 究 開 発 事 業 計 画 が 適 当 で あ る 旨  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受け た 者 以以 下 認 定 研 究

開 発 事 業 者 とい · う。 ) 又 は 統 括 事 業 計 画 が 適 当 で あ る 旨  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受 け た 者 以 下 認 定 統 括 事 業

と う 。 ) で あ る 中 小 企 業 者 が 当 該 計 画 に 従 0 て 事 業 を 行 う た  $\otimes$ に 資 本 金  $\mathcal{O}$ 額 が 三 億 円 を 超 え る 株 式 会

社 を 設 <u>\\</u> す る 際 に 発 行 す る 株 式  $\mathcal{O}$ 引 受 け 等 を 行うことができる。

3 特 許 庁 長 官 は 認 定 研 究 開 発 事 業 計 画 に 従 って 行 わ れ る 研 究 開 発 事 業  $\mathcal{O}$ 成 果 に 係 る 特 許 発 明 に ついて

当 該 事 業 を 行 う 中 小 企 一業者 が 定 0) 要 件 を満 たす者 であるときは 特 許 料 及 び 出 願 審 査 請 求 料  $\mathcal{O}$ 軽 減

免除等をすることができる。

4 認 定 研 究 開 発事 業者 又は認 定統括 事 業者が当該計 画 に 従 0 て 行 う事 業 に係 る所得 につ ١, ては、 租 税 特

別 措 置 法で 定めるところに ょ り、 課 税  $\mathcal{O}$ 特 例 0 適 用 が あ る。

認 定 研 究 開 発 事 業 者 又 は 認 定 統 括 事 業 者 が 当 該 計 画 に 従 0 7 設 <u>77.</u> L た 玉 内 関 係 会 社  $\mathcal{O}$ 取 締 役 等 が 当

5

該 会 社 を 子 숲 社 等とす る外 玉 法 人 か 5 与 え 5 れ た 新 株 予 約 権  $\mathcal{O}$ 行 使 に ょ Ŋ 株 式  $\mathcal{O}$ 取 得 を L た 場 合 に お け

る 経 済 的 利 益 に 0 1 て は 租 税 特 別 措 置 法 で 定 め るところ に ょ り、 課 税  $\mathcal{O}$ 特 例 0) 適 用 が あ る。

五、国、地方公共団体の責務等

1 玉 地 方 公 共 寸 体 及 び 独 <u>\\</u> 行 政 法 人 日 本 貿 易 振 興 機 構 は、 特 定 多 玉 籍 企 業 に ょ る 研 究 開 発 事 業 及  $\mathcal{U}$ 統

括 事 業 を 促 進 す る た  $\otimes$ 当 該 研 究 開 発 事 業 及 び 統 括 事 業  $\mathcal{O}$ 円 滑 な 実 施  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 事 業 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 そ  $\mathcal{O}$ 他 必

要 な 施 策 を 総 合 的 に 推 進 す る ょ う 努  $\otimes$ る

2 玉 は 認 定 研 究 開 発 事 業 者 又 は 認 定 統 括 事 業 者 に 対 し、 当 該 計 画 に 従 0 て 行 わ れ る 事 業  $\mathcal{O}$ 適 確 な 実 施

に必要な指導及び助言を行う。

六、施行期日

この 法 律 は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カュ ?ら起 算 して三月を超えな 1 範 囲 内 に お V) 7 政 令で定め る 日 か ら施 行 ける。